

三原市物品調達等条件付一般競争入札公告

三原市が発注する次の物品について、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び三原市契約規則(平成17年三原市規則第63号)第9条の規定に基づき公告する。

入札に関して必要な事項は、この入札公告に定めるもののほか三原市物品調達等条件付一般競争入札公告共通事項による。なお、この入札は地方自治法第234条の3及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1号に基づく長期継続契約案件とする。

令和8年4月7日

三原市長 岡田吉弘

1 調達物品名	公用車メンテナンスリース(その2)	
2 調達物品の仕様	別紙仕様書のとおり	
3 納入期限	別紙仕様書のとおり	
4 納入場所	別紙仕様書のとおり	
5 入札参加資格要件(次に掲げる要件を全て満たしていること。)		
(1) 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの三原市の物品調達等入札参加資格として、右記の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	種 目：物品の貸借 品 目：車両 所在地区分及び希望順位： ①市内に本店又は支店・営業所等(希望順位：1位から3位まで) ②県内に本店・支店等(三原市外)(希望順位：1位)	
(2) 入札の無効	三原市物品調達等条件付一般競争入札公告共通事項6のとおり	
(3) その他	三原市物品調達等条件付一般競争入札公告共通事項の1(1)のいずれにも該当すること。	
6 入札までの日程等(※提出期間及び受付時間以外で提出された申請書等には一切応じないものとする。)		
(1) 仕様書及び申請書類等閲覧期間	令和8年4月7日(火)から令和8年4月16日(木)まで三原市ホームページに掲載する。	
(2) 質問書	提出期限	令和8年4月10日(金)17時まで。 ①提出書類：「質問書」により提出すること。 ②提出場所：下記7(2)の発注担当課。 ③提出方法：メール。送信後、下記7(2)の発注担当課へ電話連絡すること。
	回 答	令和8年4月14日(火)17時まで三原市ホームページで最終の回答を掲載する。
(3) 入札保証金	免除とする。	
(4) 入札参加申請書兼入札書提出期間・場所	持参の場合 ①提出期間：令和8年4月15日(水)から令和8年4月16日(木)まで。時間：9時から12時まで、13時から17時まで。 ②提出場所：三原市役所本庁舎4階 契約課 郵送の場合 ①提出期限：令和8年4月16日(木)必着 ②郵送先：〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号 三原市企画財政部契約課 外封筒に案件名を記載し、朱書きで「入札書在中」と記載すること。(「三原市 期間入札の手引き」を参照) 入札書には契約希望金額(消費税相当額及び地方消費税相当額含む。)に相当する金額の110分の100に相当する金額を記載すること。入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。)をもって契約金額とする。	
(5) 開札日時・会場(立会いは任意)	令和8年4月17日(金)10時40分 会場：三原市役所本庁舎3階 会議室303 ①開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者が2人以上あるときは、後日指定する日時にくじ引きにより落札候補者を決定する。 ②開札の結果、予定価格の制限の範囲内の有効な入札がないときは、後日指定する日時に、再度の入札を1回を限度として行う。	
(6) その他	①令和9年度以降の当該入札に係る予算の減額又は削除があった場合は、三原市はこの入札に係る契約を変更・解除することができるものとする。 ②落札候補者となった者が当該物品を第三者をして貸し付けようとするときは、受注者(落札候補者)及び賃貸人(リース会社等)の連名により、別紙「第三者をして車両の貸付を行えることの証明書」を提出すること。	
7 申請手続き、問い合わせ等の担当窓口		
(1) 契約及び入札手続等に関する担当窓口(契約担当課)	三原市港町三丁目5番1号 三原市企画財政部契約課 TEL 0848-67-6133 メール：keiyaku@city.mihara.hiroshima.jp	
(2) 調達物品に関する担当窓口(発注担当課)	三原市港町三丁目5番1号 三原市企画財政部財産管理課 TEL 0848-67-6012 メール：zaisankanri@city.mihara.hiroshima.jp	